

退職金専用定期貯金

JAセカンドライフ応援定期

取扱期間：令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)

預入期間：3カ月

- (1) 1年以内に退職金を受け取られた方。
(2) 預入金額は、退職金受取額を上限といたします。

① 出来上がり金利

年 **1.00%**

(税引き後 0.796%)

預入期間：1年・3年・5年

上記①の満期後、預け替え金利

店頭金利+年**0.11%**

さらに、下記上乗せ条件項目該当毎に

年**0.1%**プラス上乗せ

- (1) 公的年金の受取・予約もしくは給与振込をさせていただける方。(年金予約は59歳以上の方が対象)
(2) JAカードご契約(一体型・単体型のみ)および、JAバンクアプリプラスまたはJAネットバンクご利用(ご登録)の方。
※ただし、適用利率は最大年0.54%とします。

② 最大 上乗せ金利

年 **0.31%**

☆ セカンドライフ応援定期のご利用にあたっての留意事項 ☆

- ◆ 退職金専用定期貯金によるお預入は、1回に限定いたします。
- ◆ お申込時に退職金のお受取日・お受取金額を確認できる書類(写)をご提示いただきます。
「退職所得の源泉徴収票」「退職金支給明細票」「退職金振込通帳」など
- ◆ 定期貯金を新たにお申込いただく際には、本人確認書類が必要です。
- ◆ 金融情勢等によっては、取扱期間中に商品内容の変更または取扱いを中止させていただく場合があります。

お問い合わせは下記窓口へ



中央支所
西条市丹原町池田1701番地1
TEL: (0898) 68-7012

東部支所
西条市三津屋南10番14
TEL: (0898) 64-2852

西部支所
西条市丹原町高松甲1514番地1
TEL: (0898) 68-7078

南部支所
西条市小松町新屋敷甲1306番地1
TEL: (0898) 72-2324

北部支所
西条市福成寺甲357番地2
TEL: (0898) 66-5210

本所 貯金課
西条市丹原町池田1701番地1
TEL: (0898) 68-6266

商品概要説明書
J Aセカンドライフ応援定期

(令和7年4月1日現在)

1. 商品名	・ J Aセカンドライフ応援定期 <基本商品：スーパー定期貯金、大口定期貯金>
2. 対象者	・ 個人の方（退職金を受け取られたご本人で、かつ退職金受取後1年以内の資金に限ります）
3. 期間	・ 定型方式 ・ 初回預入期間：3か月 ・ 満期後預け替え期間：1年、3年、5年 ・ 自動継続（元金継続または元利金継続）のお取り扱いとなります。なお、3か月は自動継続されません。
4. 預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位 (4)預入形態	・ 一括預入（ATMでのお預け入れは対象外となります。） ・ 100万円以上（退職金受取額を上限とします。） ・ 1円単位 ・ 証書式のみ
5. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1)適用金利 (2)満期後の 取り扱い (3)利払頻度 (4)計算方法 (5)税金 (6)金利情報の入 手方法	・ 預入時の利率を満期日まで適用します。 ・ ①初回預入期間3ヶ月もの：年1.00%（税引き後0.796%）を約定利率として適用します。 ・ ②上記①の満期後、預け替えをすれば、1年、3年、5年：店頭表示利率に、年0.11%（税引き後0.087%） 上乗せした利率を約定利率として適用します。 ※さらに、下記の条件項目該当毎に、年0.1%を上乗せし、店頭表示利率に、最大年0.31%上乗せし た利率を満期まで適応します。（ただし、適用利率は最大年0.54%とします。） ○条件①公的年金の受取・予約または給与振込をさせていただける方 ○条件②J Aカードご契約（一体型・単体のみ）およびJ A ネットバンクご利用（ご登録）の方 ・ ②の満期後は、同一預入期間のスーパー定期貯金または大口定期貯金の店頭表示利率を当該満期日 まで適用します。 ・ 満期日以後に一括して払い戻します。 ・ 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。なお、複利型の場合は、付利単位を1 円として1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算をします。 ・ 20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・ 店頭表示利率は店頭の金利表示ボードに表示しています。または窓口でお問い合わせください。
7. 手数料	—
8. 付加できる 特約事項	・ マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）のお取り扱いができます。
9. 中途解約時の 取扱い	・ 本商品の中途解約は原則として不可とさせていただきます。 ・ やむを得ず中途解約される場合は、スーパー定期貯金または大口定期貯金の預入期間に応じた中途解 約利率により計算した利息とともに払い戻します。
10. 貯金保険制度 (公的制度)	・ 当該貯金は当J Aの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規 定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービ スを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利 息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当J A本所金融共済部(電話: 0898-68-6266)にお申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速 かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359） でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当J A金融 共済部またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会(電話:089-941-6279)
12. その他参考と なる事項	・ お預入いただく資金が退職金であることの確認資料をご提出いただきます（退職金の受け取りが当J A指定であれば不要です）。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A周桑